

報 告 事 項

項 目	説 明
1 マイナ保険証への移行に伴う組合員証の新規交付廃止について	令和 6 年 12 月 2 日（以下「廃止日」という。）を以て、組合員証及び被扶養者証（以下「組合員証等」という。）の新規発行が終了し、マイナ保険証（健康保険証として利用登録を行ったマイナナンバーカード）の利用を基本とする仕組みに移行した。 廃止日以降、新たに加入した組合員又は被扶養者（以下「組合員等」という。）で、マイナ保険証の利用登録を行っていない方には、資格確認書を発行している。 なお、廃止日以前に発行した組合員証等は経過措置により、最長で令和 7 年 12 月 1 日まで使用可能であることから、令和 7 年秋頃に組合員証等をお持ちの組合員等でマイナ保険証の利用登録を行っていない方には、資格確認書を発行・発送する予定である。 また、組合員証等により本人確認等行っていた事業・業務については、廃止日以降、対応を変更している。 （給付担当）
2 法定給付の新設について	令和 7 年 4 月 1 日から次のとおり手当金を新設した。 ① 育児休業支援手当金（地方公務員等共済組合法第 70 条の 3） 育児休業に係る子の出生後（女性は産後休業後）から 56 日以内に、組合員とその配偶者の両方が 14 日以上育児休業等を取得する場合に、組合員の休業期間について、28 日間を限度に、標準報酬日額の 13%（上限額あり）を支給。 ② 育児時短勤務手当金（地方公務員等共済組合法第 70 条の 5） 組合員が、2 歳未満の子を養育するため育児短時間勤務をしている場合に、月※¹を単位として、減収後の報酬の原則 10%※²を支給する。 ※ 1 その月の初日から末日まで組合員であり、かつ、育児休業手当金又は介護休業手当金の支給を受けることができる休業をしなかった月に限る。 ※ 2 報酬の額が標準報酬月額 90%相当額以上 100%相当額未満の場合は一定の割合で減減。 上記新設の給付に係る費用として、令和 7 年 4 月 1 日から地方公共団体への負担金を徴収している。（育児休業手当金及び介護休業手当金に係る負担金に上乗せする形で徴収） 当法定給付の手続き等について未確定事項があるため、所属所宛て通知は、詳細が判明次第、速やかに通知を行う。 （管理担当・給付担当）

項 目	説 明						
3 育児休業 手当金の延 長要件の厳 格化	地方公務員等共済組合法施行規則が改正され、育児休業等に係る子が1歳に達した後の期間に支給する育児休業手当金の延長給付について、要件を満たしているか否かの確認が厳格化された。 これに伴い、様式及び必要書類の変更をした。 なお、この規定は令和7年4月1日以後に育児休業等に係る子が1歳（又は1歳6か月）に達する組合員に適用される。 （給付担当）						
4 静岡銀行 の送金・入金 手数料の有 料化と負担 軽減の取組 みについて	令和7年4月1日から、公立学校共済組合静岡支部のメインバンクである静岡銀行における送金手数料及び入金手数料が有料化し、一般と同額の手数料を徴収されることとなった。 手数料負担が増加することにより支部予算を圧迫する可能性があることから、毎月の振込件数が多い保健給付の支給のみ手数料が安価な他の金融機関を利用するなど、令和7年10月までに手数料の負担軽減に向けた取組みを進めていく。 （管理担当）						
5 在職老齢 年金におけ る支給停止 調整額の改 定について	在職老齢年金は、賃金（給与と賞与）と年金の合計額が、支給停止調整額を上回る場合に年金額の全部または一部を支給停止する仕組みとなっている。 支給停止調整額は、厚生年金保険法第46条第3項の規定により、名目賃金の変動に応じて改定され、令和6年度以降は以下のとおりとなる。 <table><tr><td></td><td>令和6年度</td><td>令和7年度</td></tr><tr><td>支給停止調整額</td><td>50万円</td><td>51万円</td></tr></table> 〈例〉 暫定再任用フルタイムで勤務している組合員A（64歳）の場合 ・年金額 1,552,800円 → 1月あたり129,400円 ・標準報酬月額 320,000円 ・標準賞与額（6月＋12月） 750,000円 → 1月あたり62,500円 令和7年度の支給停止額（月額） {（129,400＋320,000＋62,500）－510,000} × 1 / 2 ＝ 950円※ ※ マイナスの場合は支給停止額なし 〈参考〉 令和7年度と同等の条件に令和6年度の支給停止調整額（50万円）を加味して計算した場合 {（129,400＋320,000＋62,500）－500,000} × 1 / 2 ＝ 5,950円 支給停止額の差は5,000円となる （年金担当）		令和6年度	令和7年度	支給停止調整額	50万円	51万円
	令和6年度	令和7年度					
支給停止調整額	50万円	51万円					

項 目	説 明
6 5大がん 精密検査受 診率把握に 係るアンケ ートの結果 の報告につ いて	本部より提示された公立学校共済組合における保健事業の重点取組事項に基づき、5大がん検診※¹の精密検査受診率※²を把握することとされたことから、令和6年度に組合員本人へのアンケート調査を実施した。 ※1 5大がん検診…胃がん検診、肺がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診、大腸がん検診 ※2 5大がん検診の結果が要精密検査だった者が、実際に精密検査を受けた率 【目的】 組合員のがん検診に対する意識や5大がん検診の受診状況を把握し、がんを含む健康増進啓発に係る取組みの参考とするため。 【概要】 5大がん検診の受診状況（精密検査・再検査含む）やどのようにがん検診を受けたかなどを調査するもの。 【実施期間】 令和6年9月25日から令和7年3月31日まで 【アンケート結果】 別添のとおり 【アンケート結果を踏まえた今後の取組み】 (1) 人間ドック受診機会の充実の検討及びがん検診の情報提供 人間ドックの実施機関の拡充等による受診機会の更なる充実を検討するとともに、人間ドックと同日に受けられるがん検診について情報収集に努め、引き続き組合員への情報提供を行う。 (2) 学校等設置者へのアンケート結果の共有 学校等設置者に当該アンケートの結果を提供し、情報共有を図る。 (3) 学校等設置者によるがん検診実施についての働きかけ 県教育委員会と連携を図り、学校等設置者によるがん検診の実施について働きかけを行う。 (福祉担当)

5大がん検診の受診に関するアンケート（集計結果）

別添

【目的】

組合員のがん検診に対する意識や5大がん検診の受診状況を把握し、がん検診を含む健康増進啓発に係る取組みの参考とさせていただくため。

【アンケート実施期間】

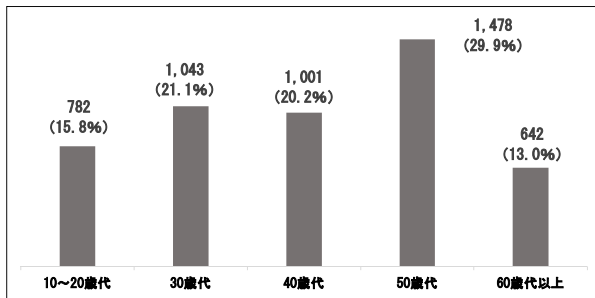
令和6年9月25日から令和7年3月31日まで

【回答者数】

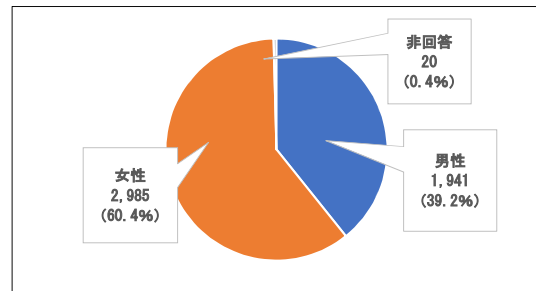
4,946名

1 御回答者様について（全員共通）

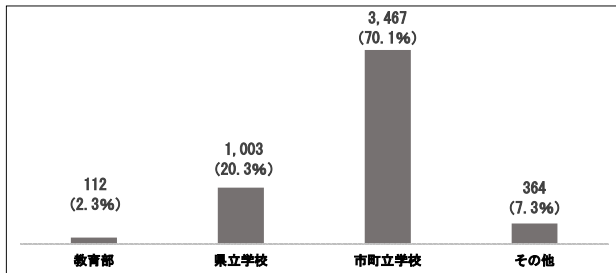
（1）年齢



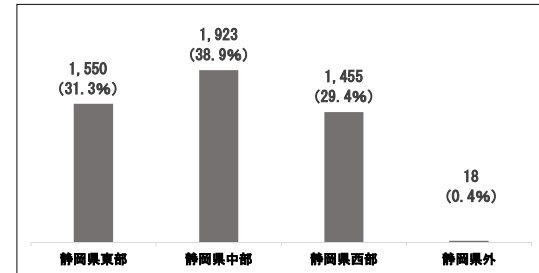
（2）性別



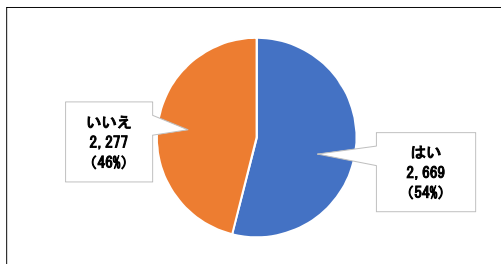
（3）勤務先



（4）居住地

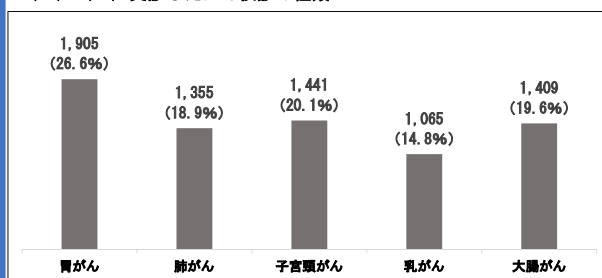


2（1）がん検診の受診の有無（全員共通）



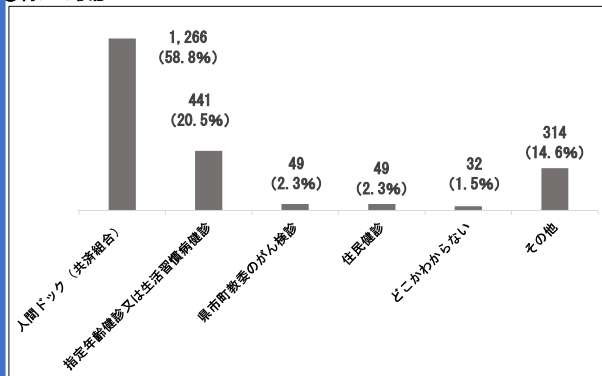
「はい」と回答した者
（がん検診受診者）

2（2）（A）受診したがん検診の種類



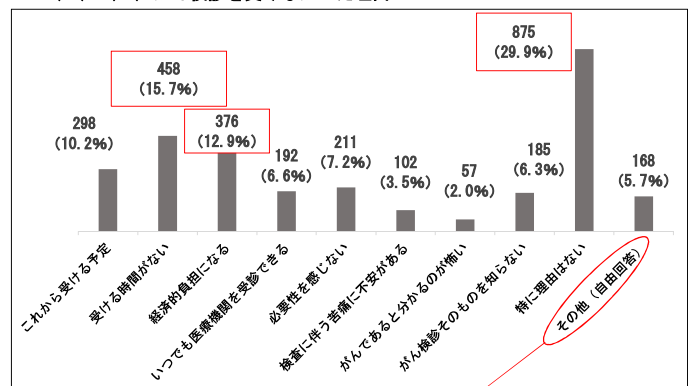
2（3）（A）どこのがん検診を受けたか

①胃がん検診



「いいえ」と回答した者
（がん検診未受診者）

2（2）（B）がん検診を受けなかった理由

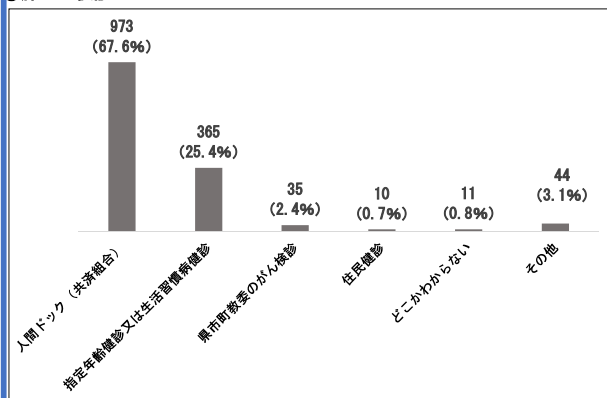


＝その他の回答のうち多かったもの＝

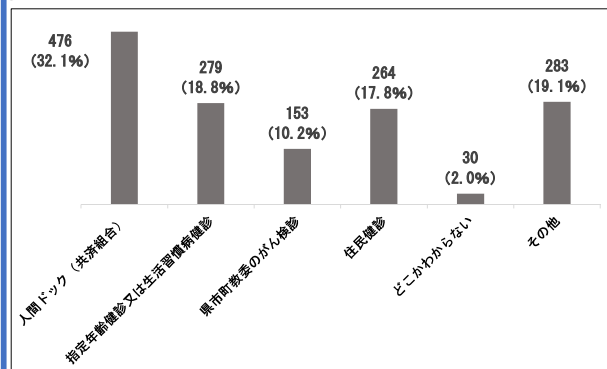
- ・対象年齢ではなかった（婦人科系のがん検診は2年に一度の受診のため）
- ・定期健康診断に含まれていないから
- ・予約が面倒
- ・申込みの方法がわからない、申込みを忘れてしまった

など

②肺がん検診

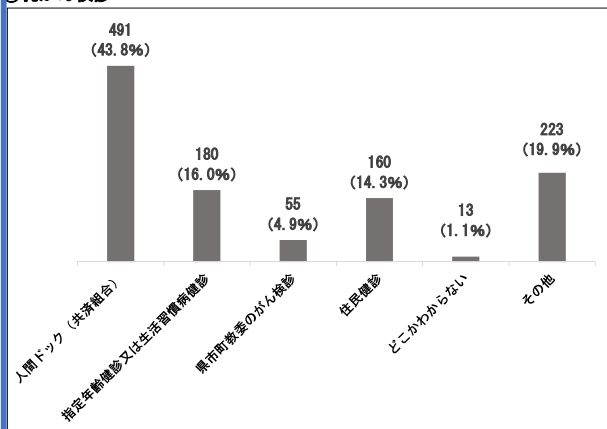


③子宮頸がん検診



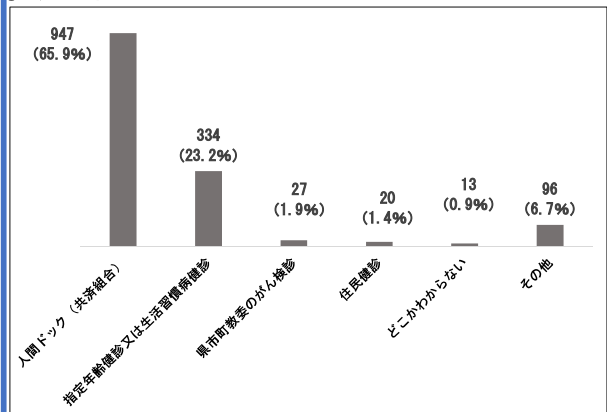
※人間ドック（共済組合）の回答が最も多くなっていますが、共済組合では子宮頸がん検診を実施していないため、県教委のがん検診または住民健診によりドックと同日に受診したと推測されます。

④乳がん検診

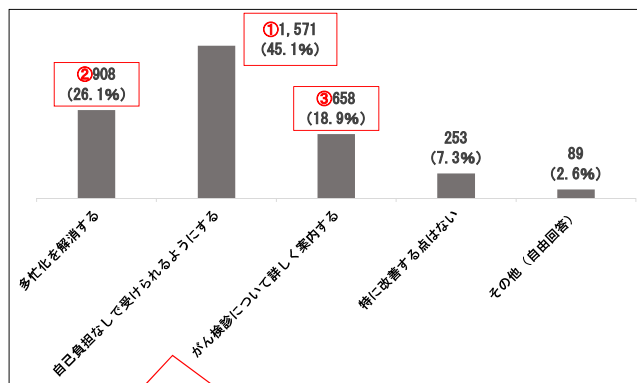


※人間ドック（共済組合）の回答が最も多くなっていますが、共済組合では子宮頸がん検診を実施していないため、県教委のがん検診または住民健診によりドックと同日に受診したと推測されます。

⑤大腸がん検診



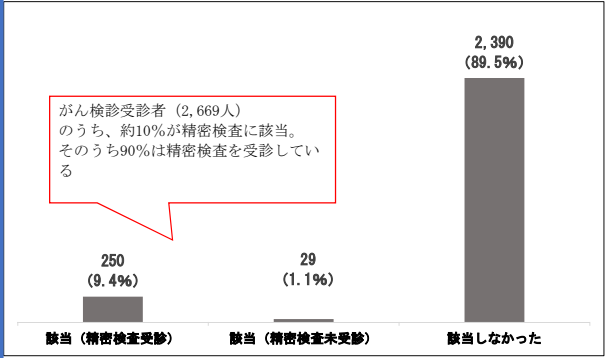
2（3）（B）改善点



＝今後の取組み＝

- ①県教育委員会と連携して、各学校等設置者による実施についての働きかけを継続していきます。
- ②各学校等設置者に当該アンケートの結果を共有します。
- ③人間ドックと同日に受けられるがん検診について情報収集に努め、引き続き組合員への情報提供を行ってまいります。

2（4）（A）精密検査の該当有無とその受診状況



2（5）（A）精密検査を受けなかった理由

